

登録実施手数料規程

本会の登録実施事務に関する手数料は次のとおりとする。このうち、新規登録手数料は前納とし、これ以外の手数料については、その都度納付するものとする。

なお、手数料の納付は、指定の銀行への振り込みとする。

1 新規登録手数料

事業者による登録申請

事業の別	金額	備考
第一種木材関連事業 又は 第二種木材関連事業	48,000 円	登録証発行手数料を含む
第一種及び第二種木材関連事業	68,000 円	

2 登録変更手数料

「第一種又は第二種木材関連事業の別」、「事業の別」、「部門、事務所、工場又は事業場」、「木材等の種類」の変更（追加）

事業の別	金額	備考
全事業種	25,000 円	登録証発行手数料を含む

3 更新料

事業者による登録更新申請

事業の別	金額	備考
全事業種	30,000 円	登録証発行手数料、軽微な変更 事項確認を含む

4 登録維持料

事業の別	金額	備考
全事業種	20,000 円	軽微な変更事項確認を含む

5 財務諸表等交付手数料

種別	金額	備考
ハードコピー	1,000 円/枚	

6 登録証発行手数料

事業の別	金額	備考
全事業種	10,000 円/枚	

※ 1 新規登録手数料、2 登録変更手数料、3 更新料について、事業所等の数が 10 以上の場合は、10,000 円を加算します。

※ 手数料は消費税別。